掲　　示

「令和６年度北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務」に必要な資格を有する法人等の公募について（随時受付）

標記について、下記により公募する。

審査の結果、３．の応募要件を満たすと認められる災害時等支援者（以下、「支援者」という。）がいる場合は、その者が所属する民間会社又は公益法人（以下、「法人等」という。）を「令和６年度北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務に関する協定書」（以下、「協定書」という。）の締結の相手先として指名する予定である。

令和６年２月１３日
北陸地方整備局
湯沢砂防事務所長
松 本　直 樹

記

１．業務概要

本業務は、北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内における自然災害（出水、土石流、地震等の災害）が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、緊急出動、応急対策工法のアドバイスなどの支援業務を行うものである。

この業務を遂行する支援者は砂防事業のみならず、管内の直轄砂防施設の状況及び湯沢砂防事務所管内の地域特性を熟知していることが必要である。このため、緊急時等の出動要請に対して速やかにその態勢を確保し、又は出動要請に応じることができる支援者を有する法人等の公募を実施するものである。

（１）業 務 名　　令和６年度北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務
（２）業務場所　　北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内
（３）業務内容　　１）出水時等の緊急出動
２）応急復旧工法等に関するアドバイス
３）出水時等以外の巡視点検
４）防災訓練・検討会等への参加
５）視察団体の案内及び防災教育活動への参加
６）その他、自然災害に対する危機管理業務
（４）履行期間　　協定締結日から令和７年３月３１日まで

２. 業務目的

本業務の目的は、北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内において自然災害（出水、土石流、地震等の災害）が発生した場合又は発生する恐れがある場合等に、北陸地方整備局湯沢砂防事務所と締結する協定書に基づき、土砂災害防止や災害復旧活動に関する活動の支援を行うものである。

３. 資格者資料を求める対象者

資格者資料を提出できる者は、以下の要件の全てを満たしていること。

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。

②北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度「一般土木工事、測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務」のいずれかに係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

③北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（２）業務執行体制に関する要件

１）地理的条件

①湯沢砂防事務所管内における災害時等に支援者の派遣が可能な法人等であること。

②支援者の自宅又は勤務地を出発地点として、自家用車又は公共交通機関を利用して、概ね２時間以内に湯沢砂防事務所、破間川出張所、中津川出張所のいずれかへ到着できること。

２）支援者の資格又は実務経験等に関する要件

支援者は以下のいずれかの資格又は実務経験等を有すること。

①斜面判定士の資格を有する者であること。

②斜面判定士に関わる講習会の受講を修了した者であること。ただし、直近年度の修了証の写しを添付のこと。

③北陸地方整備局管内での砂防行政経験を 10 年以上有する者であること。

④湯沢砂防事務所での行政経験を有する者であること。

３）その他

応募者が多数あった場合は、総合的に判断し、指名しない場合もある。

４． 資格者資料の作成及び提出

（１）担当課

〒949-6102　新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 23

北陸地方整備局　湯沢砂防事務所　工務課

電話　025-784-2264　　FAX　025-784-2285

（２）資格者資料作成要領の交付期間、場所及び方法

令和６年２月１３日（火）から令和６年３月７日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎

日、9時00分から16時00分までに窓口又はFAXにより申し込むこと。

交付は、窓口又は電子メールにて行う。電子メールによる交付を希望する場合は別添の「資格者資料作成要領等入手申込書」に必要事項を記入の上、FAXするものとする。その場合、着信確認を行うこと。

交付場所：４．（１）に同じ。

（３）資格者資料の提出期限並びに提出場所及び方法

①協定締結日が令和６年４月１日

令和６年３月７日（木）16時00分まで

②協定締結日が令和６年４月２日以降

令和６年３月７日（木）以降で、令和７年２月２８日（金）16時00分まで

③提出場所：４．（１）に同じ。

提出部数は１部とし、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）するものとする。なお、FAX又は電子メールによる提出は受け付けない。

５．　その他

（１）提出された資格者資料は返却しない。

（２）資格者資料に関する問い合わせ先は４．（１）に同じ。

（３）詳細は資格者資料作成要領による。

（４）本業務の協定締結は令和６年３月２９日を予定しているが、人員等の関係により年度内に公募を受け付けるものである。

以　　上

（別添）

ＦＡＸ　０２５－７８４－２２８５

湯沢砂防事務所　工務課　行

「令和６年度北陸地方整備局湯沢砂防事務所管内災害時等支援業務」

資格者資料作成要領等　入手申込書

■会 社 名：

■住　　所：

■電話番号：

■申込者名：

■申込者メールアドレス：

■資料受け取り方法：　　窓口　・　メール
（いずれかに〇）